

令和6年度 第1回 野田市公契約審議会

日 時 令和6年5月28日（火）

午前10時から

場 所 市役所低層棟4階 委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 適切な労働条件の確保に向けた他自治体との連携について

(2) 土木工事における週休2日制適用工事の拡大について

3 その他

4 閉 会

適切な労働条件の確保に向けた他自治体との連携について

1. 経緯

(1) 公契約条例の制定

適切な労働条件の確保は、一自治体で解決できるものではなく、国が法整備を行うことによってのみ解決できるものであるが、本市が全国市長会を通じて国に法制定を要望しても何の対応もなされていなかったことから、まず地方が動くことにより国を動かすことができると考え、本市が先鞭をつける意味で平成 21 年 9 月に公契約条例を制定した。

(2) 改正・運用の見直し

現在の適用範囲は、予定価格 4,000 万円以上の工事請負契約、予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約のうち、施設の清掃に関する契約など人件費の比重が高い契約及び全ての指定管理協定としており、業務委託契約については、1,000 万円未満であっても適正な賃金の水準を確保するために特に必要がある契約も対象としている。

条例の実効性を担保するため、条例が適用となる労働者一人一人について市が定める最低額を上回っているかどうか確認している。

また、労働者の労働条件の向上を図るために運用の見直しを行っており、複数年にわたる契約又は協定について、令和 5 年度までは契約又は協定当初の最低額をその期間継続して適用することを基本とし、法定最低賃金を下回る恐れがある職種についてのみ法定最低賃金の上昇率を乗じて改定していたが、期間途中においても、最新の市が定める最低額を適用することとした。

さらに、適用労働者の実態を把握するため、平成 30 年度から自分の職種の最低額を認識しているか等の 3 項目について、1 件につきおおむね 3 人の労働者への聞き取り調査を開始し当初は土木 1 件、建築 1 件、その他 1 件の合計 3 件で実施していたものを、令和 4 年度には工事に係る実施対象を全ての工事に拡大し、令和 5 年度からは聞き取り項目に建設業退職金共済制度の履行状況を把握する項目を追加するなど、運用の向上に努めている。

(3) 課題

公契約条例の制定後、条例を運用しながら改正または拡充していくとの基本姿勢の下、業務委託契約及び指定管理協定における職種別賃金の採用や条例の適用範囲の拡大などを行っており、適正な労働条件の確保に一定の効果はあるが、公契約条例の対象となる従業員の賃金を上昇させることにより、事業者が賃金体系全体の底上げを行わなければ経験年数のある者とない者との賃金差が縮小するなどの課題があり、一つの自治体の条例の効果は極めて限定的であることが露呈している。

また、条例制定当初には、公契約条例が地方に広がることも期待していたが、賃金条項型の条例に大きな広がりは見られず、公契約の理念のみを掲げる条例も多く、地方の足並みが揃っていない。

(4) 他の自治体との連携（前回までの流れ）

国への働きかけについては、昨年9月から10月にかけて、公契約条例の運用に積極的である4自治体（千代田区、世田谷区、足立区及び多摩市）を訪問し、国への働きかけに向けて、野田市と共同で発起人になっていただけないか話をさせていただいた。いずれの自治体も最低賃金が大きく引き上げられている状況や、働きかける内容について具体性に欠けていたこともあり、賛同をいただけなかったものの、公契約条例が抱える課題については共通する部分もあり、意見交換について肯定的な意見もあった。

このため、公契約条例に精通する中央大学の教授との話（昨年6月に実施）も踏まえ、まずは意見交換や勉強会等により、他の自治体との良好な関係を構築することに重点を置くこととし、各自治体における公契約条例の課題等を照会した上で、意見交換、勉強会の開催に向けて慎重に準備を行っていくこととした。

2. 他自治体への照会結果

(1) 賃金条項型条例を制定している21自治体

- ① 現在、他自治体と定期的に意見交換や情報共有を行っているか。
定期的に行っている自治体は無い。

回 答	件数
必要に応じ、文書又は電話により情報収集している	3
行っていない	16
施行前のため検討中 ※令和6年4月1日施行	2

- ② 今後、他自治体との定期的な意見交換や情報共有の必要性を感じているか。
「望ましい」「重要である」を含め、7自治体が必要性を感じていた。

回 答	件数	自治体名
必要性を感じている	5	相模原、草加、我孫子、日野、杉並
望ましい	1	世田谷
重要である	1	越谷
必要性を感じない	5	川崎、多摩、渋谷、A団体、新宿
回答無し	7	厚木、足立、B団体、目黒、江戸川、中野、北
施行前のため検討中	2	墨田、台東

【必要性を感じる理由】

我孫子	国の取組により労働環境の改善が進み、ワーキングプアの解消が進んでいる中で、条例のあり方を模索するために必要である。
日野	実施自治体が一堂に会して意見交換できれば気軽に相談できる関係が構築され、各自治体の課題解決にもつながる。

③ 運用上の課題

(工事に関すること)

- 工事の下限額について、公共工事設計労務単価と実勢に乖離がある。
- 工事の下限額について、県が定める公共工事設計労務単価が定められていない職種の設定基準

(業務委託及び指定管理に関すること)

- 業務委託及び指定管理の下限額について、最低賃金の上昇幅が大きく、最低賃金を下回らないように設定することが、従前どおりの設定方法では難しくなっている。
- 業務委託及び指定管理の下限額について、期末勤勉手当を加味すべきかどうか。
- 業務委託及び指定管理において職種別賃金を導入すべきかどうか。
- 適用対象の拡大

(給与体系に関すること)

- 一部の業務において、同一労働同一賃金の原則が崩れるおそれがある。
- 経験年数が同じでも、条例適用の有無により賃金に差が生じ、給与体系のバランスが崩れる。

(事務負担に関すること)

- 事業者の作業報酬台帳の作成に係る事務負担、市(区)の作業報酬台帳の確認に係る事務負担が大きい。
- 予算編成について、短期間での対応となり、市(区)及び事業者の負担が大きい。

(その他制度全般に関すること)

- 下限額の設定に当たり、市(区)内の賃金実態の把握が困難であること。
- 事業者の理解を深めるためのアプローチをどのように行えばよいか。
- 契約課発注でない業務委託及び指定管理事業者への周知徹底が図れない。
- 条例違反の疑いがある場合の立入調査や事業者名公表等の規定がないため、条例の実効性に限界がある。
- 条例の効果の検証が難しい。

(2) その他

① 理念型条例を制定している3自治体

いずれの自治体も、他自治体との定期的な意見交換や情報共有の必要性は感じておらず、賃金条項型条例への改正予定も無い。
また、運用上の課題もなかった。

② 労働環境の確認に関する要綱を制定している9自治体

9自治体のうち、荒川区のみ、他自治体との定期的な意見交換や情報共有の必要性を感じている。

条例の必要性については、7自治体が労働条件は労使間において自主的に決定されるべき、労働条件の確保は国レベルで対応すべきである、現行制度で十分であるなどの理由から必要性は無いとしているが、松戸市は検討中、荒川区はどちらでもない(条例の形式にこだわらず実効性のある方策を検討)としている。

また、運用上の課題は次のとおり

- チェックシートの記載内容だけでは詳細な確認が難しい。
- 社労士の同席の上5件程度実地調査しているが実態把握が難しい。
- 書類を提出しない事業者が多い。
- 下限額を設定する仕組みや下限額以上の支払いを義務づける根拠がないため、最低賃金以上の支払になっているかの確認にとどまっている。

③ 条例及び要綱を制定していない近隣の7自治体

いずれの自治体も、自治体での対応には限界があるため国が法整備を行い全国統一的に対応すべきであるとの理由から、条例の必要性は感じていない。

3. 他自治体の回答を踏まえた対応

他自治体（主に賃金条項型の条例を制定している自治体）においても、運用上の課題を抱えていることから、他自治体との定期的な意見交換や情報共有の必要性を感じている7自治体のうち、まずは近隣の我孫子市、越谷市及び草加市の3自治体を訪問し、意見交換会等を通じて良好な関係を築くことに重点を置き、将来的には他の4自治体にも拡大していく形で連絡会等のネットワークを形成していきたい。

また、野田市が採用している職種別賃金が、他自治体との連携の支障になるのであれば、条例の見直し（運用上は職種別賃金を残す）も検討する。

土木工事における週休2日制適用工事の拡大について

1. 土木工事における週休2日制適用工事試行要領の策定

建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者不足が進み、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。

国では、平成29年3月に『働き方改革実行計画』を決定し、長時間労働の是正を掲げており、同年6月には『労働基準法』を改正し、平成31年4月から罰則付き時間外労働の上限規制が適用されたが、建設業については適用が猶予され、令和6年4月から適用されることとなった。

土木工事における週休2日制適用工事について、国は平成26年度、千葉県は平成27年度から試行を開始しており、現在も試行が続いている。

本市では、週休2日制適用工事の取組には多くの課題があるものの、労使ともに週休2日の取組の必要性を認識していることを踏まえ、令和5年5月15日に『野田市週休2日制適用工事試行要領』を策定し、土木工事について試行を開始している。

2. 制度概要

適正な工期の下、4週8休以上の現場閉所を前提として、各経費に補正係数を乗じて積算した上で発注し、4週8休を達成できなかった場合は、4週7休又は4週6休を含め、その達成状況に応じて補正分を減額変更する。

なお、4週8休を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点や指名停止等のペナルティは行わない。

3. 野田市及び近隣市の実施状況

前述のとおり、本市では、令和5年5月に野田市週休2日制適用工事試行要領を策定し、取組を進めており、令和5年度の実績としては、土木工事2件について実施した。

また、近隣の柏市、松戸市、船橋市、流山市及び我孫子市に確認をしたところ、各市とも土木工事全件で週休2日制を実施している。

◆近隣自治体における土木工事週休2日制適用工事の状況

自治体名	実施年度	令和6年度の状況
千葉県	平成27年度	全件
船橋市	令和元年度	令和6年度から全件
松戸市	令和元年度	令和6年度から全件
柏市	令和2年度	令和6年度から全件
流山市	令和3年度	令和6年度から全件
我孫子市	令和4年度	令和6年度から全件

4. 事業者等からの意見

(1) 事業者側からの意見

少子高齢化に伴う技術者・技能労働者不足が進み、特に、休日の確保を重視する者が多い若者の入職者が少ない状況において、令和6年度から時間外労働の罰則規定が適用されるなど、週休2日の取組は避けて通れない。ただでさえ低賃金では人が集まらない現状の中で、事業者としては、週休2日に伴い日給月給制の技術者・技能労働者の賃金水準が低下すれば、離職者が出てしまうという危機感を持っている。

最終的にはそれぞれの事業者の判断になるが、週休2日制適用工事では経費が上乘せされるため、就労日数が減少することに伴い日給月給制の労働者の収入水準が保たれるよう、上乘せの一部を賃金水準の確保に充てるべきである。

また、試行する実施件数を増やしていかなければ意味がない。

(2) 労働者側からの意見

若者は、給料よりも自分の時間や休日を重視する者が多いことから、若者離れによる担い手不足の解消につなげ、今後の建設業を発展させるために、課題が多いが、建設業における週休2日は進めるべきである。

国が週休2日の取組の道筋を明確に地方公共団体や事業者に示さなければ取組の徹底は難しいと思うが、地方公共団体でも取組を進めてサンプルを増やし、そこで得られる様々な意見を吸い上げた上で、より良い制度設計を探りながら、週休2日の徹底を図っていく必要がある。

5. 課題

- 休日の増加に伴い、就労日数が減少することから、事業者は、一人親方や日給月給制の技術者・技能労働者について、賃金水準が下がることにならないよう、適切に対応する必要があるが、その具体策が示されていない。
- 適用工事で週休2日を達成しても、他の現場で従事できることから、公共工事に限らず、民間工事も含めて対応しなければ、建設業界全体での週休2日は達成できない。
- 建設業は、夜間や土日に施工しなければならない工事があり、屋外での工事は天候に左右されることから、週休2日の実現は難しい実態がある。
- 年配の技術者・技能労働者の中には、働いた分だけ給料を得られるという意識が強い人もいる。
- 工事費について、補助事業においては、上乘せ部分も補助対象となるが、市の単費部分については補助がない。
- 各自治体において、対象工事などの要件が異なっている。

6. 令和6年度の対応

課題はあるものの労使ともに制度の推進に賛成しており、令和6年4月の時間外労働の罰則適用を踏まえ、近隣市においても導入が進んでいることから、7月の市議会に必要な補正予算を提案した上で、補正予算の成立以降に公告及び指名通知を行う現場施工期間が1週間以上などの条件を満たす全ての対象工事について実施したい。

【令和6年度の対象工事件数及び補正予算額（見込）】

対象工事件数：土木工事 14 件（見込）

補正予算見込額：19,360 千円（見込）

7. 営繕工事について

本市の営繕工事における週休2日制適用工事については、令和6年4月1日に週休2日制適用工事試行要領を策定し、試行を開始しており、本年度は1件の実施を予定している。

土木工事と同様に、適正な工期の下4週8休以上の現場閉所（現場休息）を前提として、労務費に補正係数を乗じて積算した上で発注し、4週8休を達成できなかった場合は、補正分を減額変更することとし、4週8休を達成できなかった場合でも、工事成績評定の減点や指名停止等のペナルティは行わないこととしている。

本年度の試行実施1件の結果を踏まえ、令和7年度の実施件数等を含めて対象工事について検討したい。

◆近隣自治体における営繕工事週休2日制適用工事の状況

自治体名	実施年度	令和6年度の状況
千葉県	令和2年度	全件
船橋市	令和3年度	令和6年度から全件
松戸市	令和5年度	令和6年度から全件
柏市	令和6年度	令和6年度から全件
流山市	令和5年度	受注者希望で実施
我孫子市	令和4年度	令和6年度から全件